

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正等に関する
意見募集の結果について

平成28年4月28日
国土交通省海事局
海技・振興課

国土交通省では、「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正等」について、平成28年2月12日から平成28年3月13日にかけて公表し、広く意見を募集しました。

その結果、本件に関して5件のご意見が寄せられました。ご意見の内容とそれに対する国土交通省の考え方は別紙のとおりです。

今回の意見募集に当たり、ご協力いただきました方々へ厚くお礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

<連絡先>

国土交通省海事局海技・振興課

TEL:03-5253-8111 (内線 45-314)

ご意見の内容及び国土交通省の考え方

No	ご意見の内容	国土交通省の考え方
1	<p>業務停止処分が最大6か月とは甘くないか。</p> <p>船舶事故は重大事故につながる恐れもあるので、期間の延長、違反事項のさらなる追加も含めてさらに厳罰化してほしい。</p>	<p>遵守事項の違反者に対しては、安全意識を高めることを目的に再教育講習の受講を義務づけています。</p> <p>今般の改正により、これまで受講対象を違反点数の累積点数が処分基準に達した者のみとしていたところ、違反者全員へと拡大しました。</p> <p>国としては、まず、再教育講習の実施により、違反者の安全意識を高めていきたいと考えております。</p>
2	<p>「発航前の検査実施」「適切な見張りの実施」の2件については、船長として当然行う事であり。今更罰則や再教育などと、施行規則の改正とは、寂しい限りです。しかし現実に事故数が減らない状況であるなら、改正も仕方ありません。しかしプロである漁師、乗合船、等の船長さんの中にも、良識を疑いたくなる方も多々見られます。この様なプロの船長が模範と成る様な指導も望みます。漁協関係者、釣り船関係者も個人のプレジャーボートオーナーも、自らの命を守る意識をしっかりと持つようにすれば、事故数の減少につながると思いますが。</p>	<p>遵守事項違反者に対する再教育講習をはじめ、更新講習等においては、操縦免許証受有者の個々の安全意識向上を図っているところです。</p> <p>引き続き、最新の事故状況等を取り上げて注意喚起を行うなど、講習内容の充実に努めて参ります。</p>
3	<p>罰は、罪の抑止力との考えを否定する訳ではありませんが、罪についての教育が必要だと考えます。遵守事項の設定の経緯や重要性について説明・周知、より深い理解の場として更新講習があるのではないのでしょうか。違反するのも事故を起こすのも「人」です。人を育てることが教育だと思います。罪と罰の論理のみならず教育の質的向上を図るべきだと考えます。登録操縦免許証更新等講習実施機関、登録小型船舶教習所のありかたを見直す機会と捉え善処されんことを切に要望します。この二つの登録機関が、その本来の使命・存在理由をまっとうして</p>	<p>現状、遵守事項の内容や重要性については、教習所や更新講習機関でも取り扱っているところです。</p> <p>引き続き、最新の事故状況等を取り上げて注意喚起を行うなど、講習内容の充実に努めて参ります。</p>

	<p>いるのなら、今日の重大な事態を招くことはなかったか、またはこれほど突出することもなかったのではないのでしょうか。</p>	
4	<p>車の免許制度と同様程度されてはいかがでしょうか。 具体的には</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 酒酔い等操縦禁止規定と有資格者の自己操縦義務規定については免許の取り消し並びに罰金を含めた強い罰則規定に引き上げる。 2. 危険操縦の禁止規定と救命胴衣等の着用規定については点数を引き上げるのに併せて安全講習の受講を義務化する。 3. 発航前の検査の実施と海難時の対応についても点数制度を設けるのと併せて安全講習の受講を義務付ける。 4. 適切な見張りの実施については機関故障による海難事故が多い事も考慮して機関等計器類を含めた適切な見張りの実施項目を追加されるよう要望します。 	<p>小型船舶操縦者の遵守事項制度については、小型船舶の構造上の特性や海難の実態等を考慮して規定しております。</p> <p>今般の改正では、発航前の検査義務及び見張りの実施義務を違反点数化するとともに、再教育講習の受講対象を、違反点数の累積点数が処分基準に達した者から違反者全員へと拡大しました。</p> <p>国としては、まず、再教育講習の実施により違反者の安全意識を高めていきたいと考えております。</p> <p>また、ご指摘のありました機関等機器類は発航前の検査で動作確認を行うこととしており、操縦する際にも適宜確認し、すべての手段により、常時適切な見張りを確保することとしています。</p>
5	<p>本改正に賛成である。よいのではないかと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございました。</p>